

## 最新判決情報

2018 年  
〔5 月分〕

### ○サピックス事件

#### 東京地裁 H30.5.11 H28(ワ)30183 不正競争行為差止等請求事件(佐藤達文裁判長)

原告株式会社日本入試センターが経営する中学受験のための学習塾「SAPIX／サピックス」(原告商品等表示、右図)は、日能研、四谷大塚、早稲田アカデミー、市進学院、栄光ゼミナールなどと並ぶ大手学習塾の一つである。



これらの学習塾のレベルは非常に高く、中学受験生たる生徒たちにとっても、塾の授業について行くことが困難なことも多いようである。そのような大手学習塾の授業をサポートし、学習塾における生徒たちの理解を深め成績を向上させるため、生徒やその保護者の要望によって始められたのが、被告「中学受験ドクター」である。

被告もちろん学習塾の一つではあるが、その目的は生徒たちを志望する中学校に直接合格させることではなく、生徒たちが通う学習塾における理解度を深め、成績を向上させることで最終的に志望校に合格させるという、いわば学習塾のための学習塾と言うべき存在である。

そのため被告は、サポートの対象となる各社大手学習塾の名称をホームページ上や被告教材並びにライブ解説中に表示することを余儀なくされている。原告との関係でいえば、被告は「SAPIX 8月マンスリー」、「SAPIX 生のための復習用教材」、「SAPIX 今週の戦略ポイント」のような表示を使用していた。

もちろん、被告は原告「サピックス」以外の大手学習塾の問題や教材の解説も行なっている。

このような状況において、被告による「SAPIX」の標章の使用が不競法 2 条 1 項 1 号に該当するとして、原告がその使用差止と損害賠償を求めて提訴した事案である。

そこで先ず判決は、被告による「SAPIX」の使用が、不競法に規定する商品等表示の「使用」に該当するかどうかを検討した。つまり、商品等の出所を表示し、自他商品等を識別し、品質を保証するなどいわば商標としての使用と認められるか否かである。

そこで被告ホームページをみるに、ヘッダー部分には被告学習塾「中学受験ドクター」が表示され、メインコンテンツ部には「中学受験ドクターのプロ講師による」と記載されていることから、同 HP に掲載されたサービスの提供主体が被告であることは明らかであり、さらにメインコンテンツ部の最上部の囲み枠に「塾別！今週の戦略ポイント」「SAPIX・日能研・四谷早稲アカの授業の要点を毎週解説！」と記載されていることから、被告が原告学習塾のみならず、他の大手学習塾の授業の解説も行なっていることは容易に理解できるとした。

つまり、被告表示中「SAPIX」の語は、被告の行なうライブ解説の対象が原告学習塾のマンスリーテストであることを示しているのであって、解説の主体が原告又はその子会社等であることを表示するものではない。復習教材についても、原告学習塾に通う生徒のための復習教材を被告が販売していることを表示しているのであって、その教材の販売主体が原告又はその子会社等であることを表示するものではない。

他の表示も同様であり、以上によれば、被告表示における「SAPIX」標章は、自他商品等を識別する機能を果たす態様で用いられているものということとはできず、不競法 2 条 1 項 1 号の「使用」には該当しないと判断した。

同様に判決は、誤認混同のおそれについても否定しているが、特に、中学受験を目指す生徒及び保護者は、塾により教授法や合格実績が異なることから、塾を選択するに当たり、学習塾の提供主体について強い関心を有するのが一般的であり、他方大手学習塾の問題や教材を補習するサービスを提供する学習塾が被告の他にも存在して居り、保護者もそのような事実を認識しているので、保護者らは、被告の行なっている問題の解説や復習用教材の作成の主体が原告又はその子会社等であると誤認混同するとは考えられないと判断している。

最後に原告は、予備的請求として、原告が作成したテスト問題を被告が不正に使用する行為は一般不法行為を構成するとして、民法 709 条に基づく損害賠償を請求している。

その理由として原告は、被告が原告作成に係る問題等を入手し、ライブ配信などの方法でその解説をするのは、原告のノウハウにただ乗りするものであると主張した。

この点について判決は、本件において被告が原告の著作権を侵害したと認める根拠はなく、著作権侵害が認められない場合における当該著作物の利用については、著作権法が対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成しない、との最高裁判決を引用した。

そして判決は、大手学習塾に通う生徒やその保護者の求めに応じ、他の学習塾が業としてその補習を行なうこと、すなわち大手学習塾の授業内容を理解し、テストの成績を向上させるため、大手学習塾の問題や教材を入手し、その解説を行なうとのサービスを提供することは、自由競争の範囲を逸脱するものではなく、その営業形態が違法であるということとはできないと判断した。

学習塾という教育サービスなので分かりにくい面もあるかも知れないが、被告による「SAPIX」の標章の使用は、いわゆる自己が提供する役務の用途表示としての使用であって、自己の出所を表示するためのものではないし、逆に、対象となる他人の商品やサービスを表示する標章を用いなければ、需要者は被告が提供する役務の用途や内容を識別することができなくなる。

そうであれば、パソコン業界などで行なわれているように、被告も他人たる学習塾の商標を使用するにあたり、「SAPIX は、株式会社日本入試センターの商標です。」とか、「当社は学習塾 SAPIX とは一切関係ありません。」のような打消表示をサイト上に掲載することなども考えられるであろう。

しかし、判決理由をみていると、そのような表示を行なうまでもなく、出所の違いは明らかであると言っているようにも思われる。

なお原告は、原告商品等表示とほぼ同じ商標を、第 41 類他を指定商品・役務として第 5736861 号として商標登録しているが、本件では商標権侵害は主張せず、不競法違反のみを主張している。仮に原告が商標権侵害も併せて主張したとしても、判決では、被告による「SAPIX」標章の使用が商標的な使用ではないと判断されているので、結果は不競法違反の場合と変わることはなかったであろう。

## ○ リシュ事件

### 知財高裁 H30.5.28 H30(行ケ)10003 審決取消請求事件(高部眞規子裁判長)

第 25 類「被服」ほかを指定商品とする本件登録商標「riche.」(右図)に対して不使用取消審判が請求されたが、商標権者である被請求人がこれに答弁しなかったため商標登録が取り消された。



そこで原告(商標権者)が審決取消訴訟を提起し、その中で新たに使用証拠を提出し、使用の事実を主張した事案である。

訴訟において原告が提出した使用証拠は、東京五反田にある TOC ビルにおいて平成 28 年 10 月 28 日及び 29 日の 2 日間開催されたファミリーセール、いわゆるバーゲンセールに出品した婦人服 4 点であり、商品のタグには本件商標が表示され、1 点 500 円(消費税別)で販売されたと主張している。

しかし、問題のタグは、表示されたバーコードから商品情報を読み取り、販売データとして入力するため、商品を販売し、顧客に引き渡した際に、商品から取り外し、原告が保管していたと原告は主張した。

なお消費税について、消費税は平成 26 年 4 月 1 日に 5%から 8%に引き上げられたが、原告が出品した商品のタグに表示された価格は、改定前の 5%の消費税額を含む金額であった。この点について原告は、ファミリーセールで販売される商品には、最初の発売日から一定期間経過した商品も含まれて居り、また特価であることの理由を示すためにも、発売当時の下げ札をそのまま付けておいたと主張した。なお実売価格や消費税額について購入者の混乱を避けるため、「特価品／¥500 円均一／(税別)」と朱書きしたポップ表示を掲示することにより対応していたとの主張である。

以上の原告主張の事実が信憑性を有するか否かが、本件の争点となった。而して判決は、証拠から認められるのは、本件商品がセールの際に倉庫からセール会場に移動され、500 円で販売されたという事実に基づき、本件商品に本件タグが付されて展示、販売された事実を推認させるものではなく、原告の主張は客観的な裏付けを欠くものであって、不自然、不合理であるとして、斥けられている。

消費税については、本件セールの 2 年半以上も前に改定されているにも拘わらず、改定前の税込価格を表示したタグを付すことは、購入者を混乱させ、古い商品であるという印象を与えかねないことから、通常の見扱いはないとした。

また販売時にタグを取り外すことも、タグに表示された品番、サイズ、素材、生産国、本体価格、税込価格等の情報は購入者にとり重要な情報であり、商品とともに購入者に引き渡すのが通常であると考えられる。しかも、本件タグは、タグの上部に結束バンドがくくり付けられて居り、結束バンドが切断されていない。この事実は、本件タグが本件商品を顧客に引き渡した際に本件商品から取り外されたものではないことを推認させるものである。

判決では、その他にもいくつかの不自然な点が指摘され、原告が本件セールにおいて本件商品に本件タグを付して展示販売することにより本件商標を使用したとの事実を認めることはできないと結論して原告の主張を斥けた。

以上のように、原告の主張がことごとく斥けられたことになるが、原告としても決して虚偽の主張をしていたものでもあるまい。それにしても本件は、訴訟における主張・立証の大事さ、重要性を痛感させられた事件でもあるし、また裁判所の事実認定とはどういうものか、たいへん参考になる事案と思われる。